

母子世帯に対する政策

—児童扶養手当の満額受給有期化の意味—

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長

1. 母子世帯の経済状況と児童扶養手当

母子世帯に属する子どもは、もはや珍しい存在ではない。子ども数ベースで見ると、母子世帯の子どもは、子ども全体の約6%（2001年値、阿部・大石2005）となり、17人に1人の子どもが母子世帯に育っている。

日本の母子世帯の特徴は、①母親の就労率が他国に比べ高いレベルで保たれていること（84%、厚生労働省編2006）、②生活保護など公的な支援によって生計のほとんどを頼っている割合、いわゆる「福祉依存」、が少ないこと（母子世帯の生活保護にかかっている割合は約10%〔厚生労働省2005〕）が挙げられる。①と②は無関係ではなく、就労率が高いから公的な支援が必要ないのか、公的な支援が充実していないから就労せざるを得ないのかは議論

の余地がある。しかし、2006年7月に経済協力開発機構（OECD）が発表した「対日経済審査報告書」（OECD2006）は、働いている母子世帯の貧困率が50%以上と他国に比べ突出して高い（OECD平均は約20%）ことを指摘しており、「公的な支援が必要ない」とは言い難い状況が示唆される。また、厚生労働省のデータ（『平成16年国民生活基礎調査』）を見ても、母親と子のみで構成される「独立母子世帯」の世帯所得は、子どものいる世帯一般の40%にも過ぎず、貯蓄にいたっては約3分の1である。

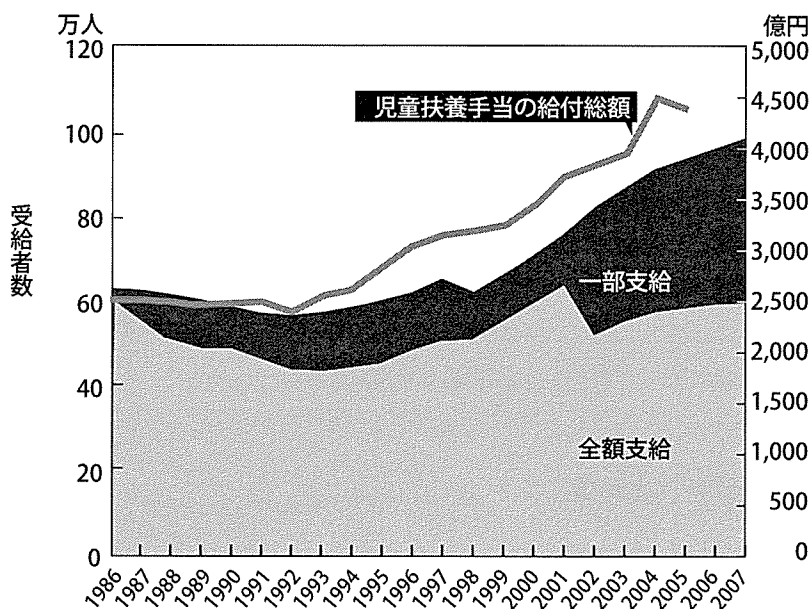
このような状況を背景に、国や自治体は母子世帯が利用できるさまざまな制度を用意している。主立った制度を羅列すると、母子生活支援施設（旧母子寮）、母子アパート、公営住宅への優先入居など住宅を無料または低家賃で提供するもの、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成金などの生活費の一部を助成する現金給付、母子寡婦福祉貸付金などの貸付金、保育園の優先入所やひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの育児支援、母子家庭等就業・自立支援センターや自立支援教育訓練給付金などの就業支援である。これらの多くは自治体によって内容や対象者が異なり、東京都の児童育成手当など自治体独自が行っている制度もある。また、生活保護や社会保険料の減免制度など、低所得者一般に対する制度も存在する。

中でも児童扶養手当は、母子世帯の93万世帯（推計約7割¹⁾）が受給しており、母子世帯政策の中

あべ あや

国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長
タフツ大学フレッチャーズ法律外交大学院、Ph.D.。国際連合、海外経済協力基金を経て、1999年より現職。専門は、貧困、公的扶助、社会保障。著書に、『子育て世帯の社会保障』、『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』、『ソーシャル・インクルージョン：格差社会の処方箋』（ともに共著）など。

図1 児童扶養手当の受給者数（1986-2007年）と給付総額（1986-2005年）



出所：厚生労働省『社会福祉行政業務報告』各年、2006,7年は1,2月値
『国立社会保障・人口問題研究所『社会保障給付費』

心的な存在である。児童扶養手当は、年収が365万円未満（2人世帯の場合）であれば所得に応じて、最大41,720円から最小9,850円（月額）まで受給することができる制度である。その児童扶養手当が、2002年の母子寡婦福祉法等の改正によって大幅に改正され、論議をよんでいる。特に、児童扶養手当の長期受給者に対する減額措置は来年度から施行となることもあり、多くの母子世帯の不安材料となっている。本稿は、2002年の改正の中でも特にこの長期受給者への減額措置について論じるものである。

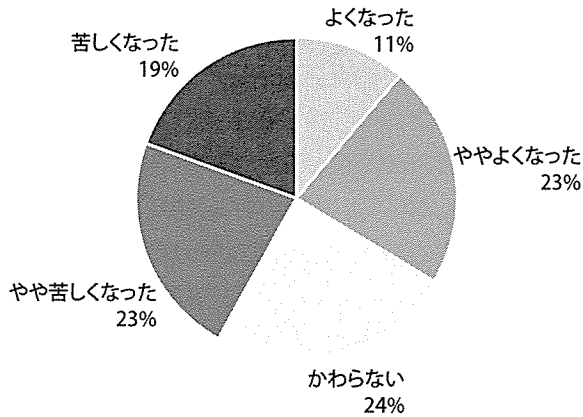
2. 児童扶養手当の概要と2002年改革

児童扶養手当は、母子世帯の増加に伴って、受給者数、給付総額ともに急増している（図1）。2002年の改正の背景には、こうした児童扶養手当に関わる財政的な懸念があったことも事実である。2002年の改正の主目的は、「児童扶養手当の支給を受けた母の自立に向けての責務を明確化」し、「離婚後な

どの生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で施策を組み直す」（厚生労働省「母子家庭等自立支援対策大綱」）ことである。

具体的には、①支給額のテーパリング制の導入、②満額支給の有期化、の2点の改正がなされた。テーパリング制の導入により、以前は全額と半額の2段階で給付されていた支給額が、所得に応じて徐々に減額されるようになった。これにより、所得限度額を超えると急に支給額が激減するといった矛盾は解消されたものの、全般に所得制限が厳しくなったため、全額を受け取ることができる所得制限は204万円から130万円まで引き下げられた（2人世帯の場合）。受給者の中で全額を支給されていた率は85%前後から60%代まで減少し、実質的に多くの受給者の支給額が減額された（図1）。満額支給の有期化は、児童扶養手当の受給期間が5年を超えた世帯、あるいは母子世帯になって7年経過後の世帯に対して、支給額が最大2分の1まで減額するというものである。これにより、児童扶養手当は、低所得の母

図2 母子世帯になったころに比べて、現在の暮らしは…



出所：『母子世帯の生活の変化調査結果(集計表)』

子世帯に対する恒常的な生活扶助という位置づけから、離婚直後の一定期間に限定された一時的な支援と変容した。この改正は、2008年4月より開始される予定であるが、実際にどのような世帯について、どれほどの減額をするのかについては現在のところ公表されていない。

児童扶養手当の満額支給を有期化する理由について、政府は、所得保障にウェイトのかかった従来施策を見直し、子育て支援、就業支援、養育費の確保策など、総合的な支援制度に再構築するためとし、5年という期間については、2つのデータを挙げている。第一に、1999年3月時点で児童扶養手当を受給していた約62万人について、その平均受給期間を把握したところ、5.01年だったというものである。第二に、2000年8月の児童扶養手当現況調査において、本人の所得が所得限度額を超えたために手当の支給が停止された約1万人について、支給停止になるまでの平均受給期間を調べたところ、5.56年だったというものである。この「5.01年」と「5.56年」というデータを参考に「5年」という数字が導かれた。

しかし、第一の理由を手当の支給制限の根拠とするのは論理的に無理がある。現在手当を受けている全世帯の受給期間は、当然のことながら、新しく参入

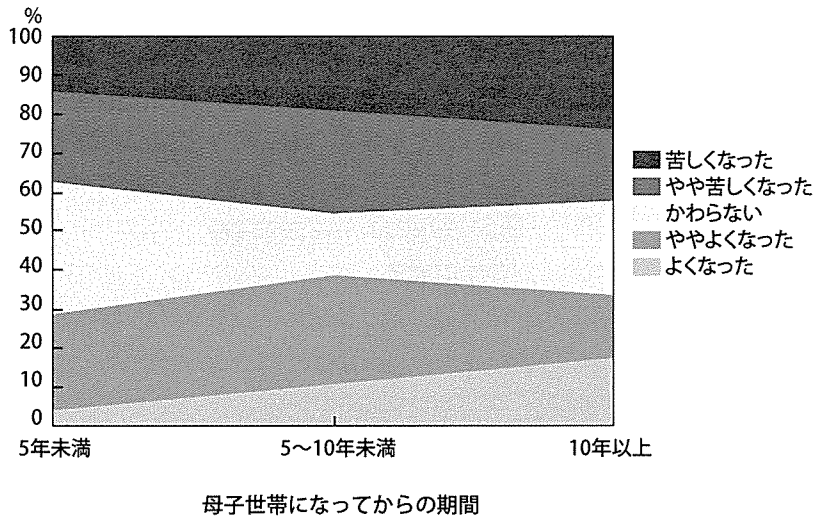
する受給世帯の増減などに左右されており、現在受給している世帯が今後何年受給するのとは関係のない数値である。第二の理由は、一見説得制があるように見えるが、児童扶養手当の受給資格喪失理由で最も多いのは「対象児童が18歳の年度末に達した」ことであり、本人の所得が所得限度額を超えたために手当から離れる人たちは全受給資格喪失者の約1割にすぎないことを考慮すると、そういった少数の「自立できた」人たちの平均受給期間を全母子世帯に適用し、あたかも5年で全世帯が児童扶養手当から自立できるようになると仮定するのは無理である。

3. 「5年」のもつ意味

—所得プロファイルの調査から—

そもそも、2002年改正の背景には、母子世帯の生活苦は、生活が激変したことによる「一時的」なものであり、母子世帯となってから時間がたてば、生活基盤が整い、公的支援に頼らずに生活をおくることが可能であるという仮説が存在する。しかし、母子世帯の生活苦は、母子世帯となつてからの年数がたつにつれて軽減するものなのであろうか。この点について、いくつかのデータを提示して反論したい。

図3 母子世帯になってからの生活感

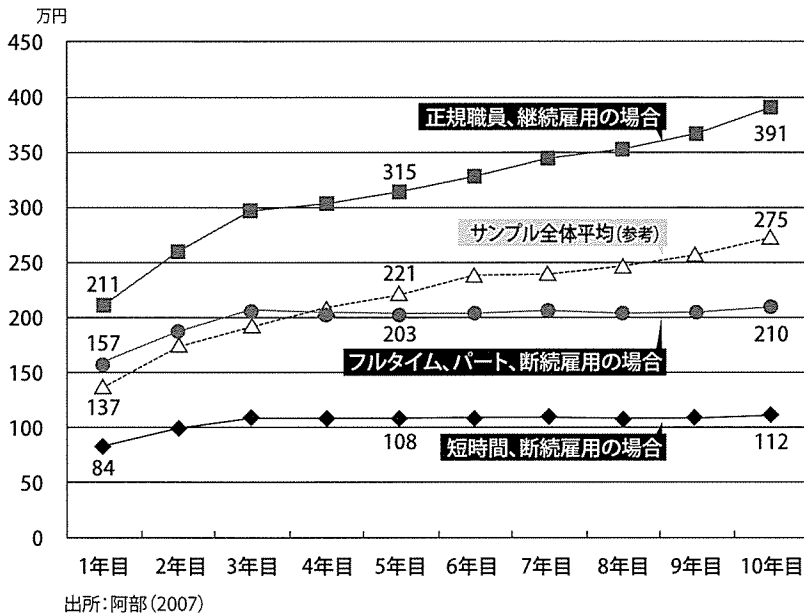


出所:『母子世帯の生活の変化調査結果(集計表)』

データの出所は、筆者らが母子世帯の当事者団体の協力を得て2006年に行った「母子世帯の生活の変化調査²」である。本調査は、回答者に過去8年間の所得を書いてもらうことにより、1人1人の所得がどのように変化したのかを確かめることができるよう設計されている。回答者の約3分の1が母子世帯となってからの期間が5年未満、3分の1が5年から10年未満、残り3分の1が10年以上であった。まず、母子世帯となったところに比べて現在の暮らしの状況を尋ねると「よくなった」とするのが34%、「苦しくなった」とするのが42%と「苦しくなった」と回答する人のほうが若干多い(図2)。これを母子世帯となってからの期間別に見ると、「よくなった」とする人が年数がたつにつれて多くなるのと共に、「苦しくなった」という人も多くなるのがわかる(図3)。つまり、生活感は一極化し、一概に全ての、または多くの、母子世帯の生活状況が改善するとは言い難い。「苦しくなった」とした人に、その理由を聞いたところ、最も多く挙げられた理由は「子どもが大きくなってお金がかかるようになった」(複数回答で72%)で、二番目に多かった「勤労所得が下がった」(同42%)を大きく上回っている。

次に、母子世帯となってからの期間と勤労所得との関係を見ると、時間がたつにつれて勤労所得が上昇する傾向が認められるものの、伸び率が大きいのは3年目までで、3年目以降は所得に伸び悩みがみられることがわかった。勤労所得に大きく影響するのは、母子世帯となってからの期間というよりも、雇用形態や勤続年数(勤続年数が所得に反映されるような職場にある場合)であり、雇用形態に改善が見られない限り、所得の大幅な上昇は望めない。また、最終学歴や母子世帯となった年齢といった所与の条件も勤労所得に影響する。仮に、母子世帯となった時の年齢が30歳、その時の末子が3歳、高卒の人のモデルケースの所得を推計すると(図4)、雇用形態がよい場合(正規で継続雇用が続けられる場合)は、ある程度勤労所得が増加するものの、悪い場合(フルタイム・パートや、短時間勤務、断続雇用)は殆ど増加しないという結果になった。また、よい場合においても、その上昇度合いは必ずしも大きいものではなく、児童扶養手当の廃止の所得制限(365万円)に母子世帯となって5年目の時点で達することができるのは例外的なケースであることがわかった。

図4 モデルケース：母子世帯になった年齢＝30歳、末子3歳、高卒の場合



最後に、家計支出について、母子世帯となった頃と現在を比べたところ、教育費では全体の74%、食費では58%の人が「増えている」と答えている(図5, 6)。これらの分析結果を総合すると、母子世帯の経済状況は、母子世帯となった当初に比べると、勤労所得は最初の3年ほどは伸びるものの、その後は伸び悩み、逆に子どもの成長に伴い支出が増加することによって、生活が苦しくなる世帯が多いことが示唆される。

4. おわりに

これらの調査結果から、母子世帯の経済状況が「5年間」で大幅に改善するとは考えにくい。母子世帯となった当初、多くの母子世帯は住居も仕事もない状態であるが、たとえ、そこから抜け出したとしても、現在の日本の労働市場において、女性1人で、子どもの成長に伴って増加する支出に見合う所得を得ることは難しい。日本の母子世帯の多くが母子扶養手当を受給しているのは、母親の労働インセンティブや勤労所得を上げようという意識の欠如によるもので

はなく、一生懸命働いても所得制限を超えるような所得を得ることができないからである。このような雇用情勢の中で、満額受給の有期化のように、制裁的な措置によって母親の行動を変化させようとしても、変化のしようもない。

母子世帯の所得を増加させる最も有効な手段は、雇用形態の改善である。特に、正規の職に就けるか否かが将来的な所得の上昇見込みに大きく反映する。母子世帯の母親が、正規職に就く割合は、年数とともに上昇するものの、学歴、高年齢など不利な条件を背負った人々にとっては、これは簡単なことではない。しかしながら、母子世帯の母親の就労状況は悪化しており、「全国母子世帯等実態調査」で見ると、臨時・パートは、1993年の27.2%から2003年の40.7%まで増加、逆に常用雇用は46.3%から32.5%まで減少している。筆者らが行った調査においても、例え母子世帯となってから10年目であっても、短期、フルタイム・パートである人が4割近く存在した。これらの人々が正規職に就けるようにもっていく有効な政策を先行するべきである。

政府は、母子世帯の就労支援策を強化している

図5 母子世帯になったころに比べて、現在の教育費は…

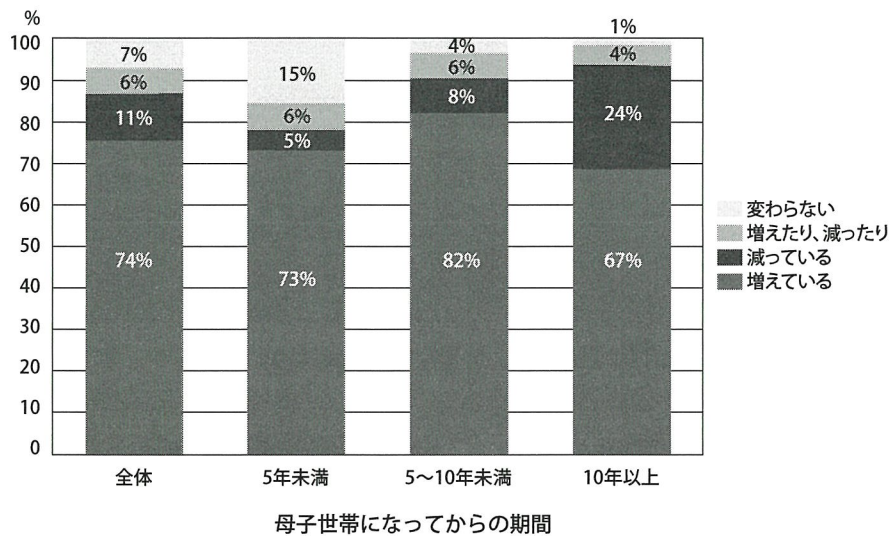
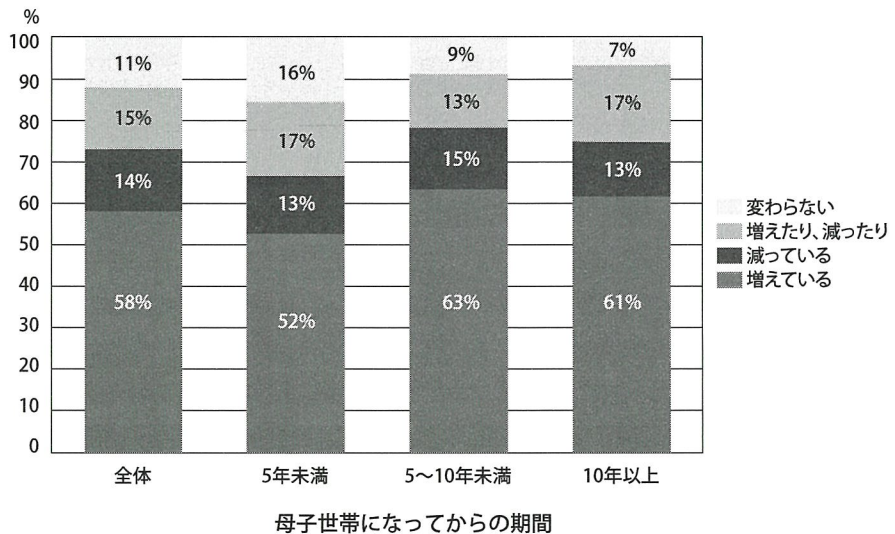


図6 母子世帯になったころに比べて、現在の食費は…



が、これらが、実際に彼女らの勤労所得や雇用条件の改善にどれほど有効であるのかを検証する必要がある。就労支援策が成果をあげれば、母子世帯の所得はおのずと上昇し、児童扶養手当の所得制限を超えるはずであり、「5年」というタイムリミットを設けなくても「自立」していくはずである。しかし、どのような就労支援策であっても、全ての人に有効であるわ

けではない。児童扶養手当の有期化は、就労支援の便益を得ることができなかった人々と子どもたちの生活水準をさらに悪化させたり、彼女らを雇用条件の悪い職や二つ、三つの職を兼業するといった状況に追い込む可能性がある。

著者が、上記の調査結果を母子世帯支援団体の会員の方々の前で報告した時の1人の母子世帯の

母親の発言が印象深い。彼女は、母子世帯となつてから3年間ほどは所得が上がるといった傾向に頷きながらも、「でも、そうやってがむしゃらに働いていると、だいたい5年目くらいで身体が壊れてしまうんですよ」とご自身の経験を語られた。

少子化の時代において、母子世帯に対する政策は、まず、母子世帯に育つ子どもの健全な育成をその主目的にするべきである。そのためには、母子世帯とそのほかの有子世帯との大きな格差は是正されなければならない。そして、母子世帯の母親は、育児を1人で背負っていることを、改めて評価するべきである。子育て支援として、仕事と育児の「両立」を可能にする政策の必要性が認識されて久しいが、母子世帯の母親は「稼ぎ主」「家事」「育児」の3つの仕事を1人でこなさなければいけないのである。たとえば、収入がよくても勤務時間が長い職や、二つ、三つの職を兼業をすることによって経済的な「自立」を果たしたとしても、それが子どもの健全な育成や母親の健康に害を及ぼすのであれば、それは望ましい「自立」とは言えない。繰り返すが、17人に1人の子どもは母子世帯に育っているのである。彼らの「少なくとも経済面での『父親役』を政府が担う」くらいの心構えがあってもよいのではないか。■

《注》

- 1 2003年値の推計。2003年実施の「全国母子世帯等実態調査」によると母子世帯数は122.5万世帯、同年の児童扶養手当受給者数は87.1万人で約71%。また、2002年にしんぐるまざーずふおーらむが行った『母子家庭の就労実態に関する調査』でも同じく71%
- 2 調査は、母子世帯を主な会員とする民間団体8団体（以下、当事者団体とする）に、調査票の配布・回収を依頼して行われ、平成18年8月から9月にかけて各団体の会員および各団体が実施する講座・講演などの参加者に郵送または手渡しで配布・回収された。調査対象は、母子世帯およびかつて母子世帯であった世帯（以下、寡婦世帯とする）である。

《参考文献》

- 阿部彩・藤原千沙・田宮遊子（2006）「母子世帯の生活変化調査（当事者団体調査）の結果報告」社会政策学会第113回大会配布資料。
- 阿部 彩（2007）「母子世帯になってからの期間と勤労所得」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」平成18年度報告書 2007.3.31、p.325-344 阿部彩（2005）「第四章 子供の貧困—国際比較の視点から—」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世代の社会保障』東京大学出版会 2005.4.28, pp.119-142。
- 阿部彩・大石亜希子（2005）「第五章 母子世帯の経済状況と社会保障」（共著）大石亜希子『子育て世代の社会保障』東京大学出版会 2005.4.28, pp.143-161。
- 大石亜希子（2005）「母子世帯の経済状況と2002年改革の評価」『生活経済政策』no.103, August 2005, pp.21-25。
- 厚生労働省（2005）「平成15年度 全国母子世帯等調査結果報告」（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/01/h0119-1.html> last access 07/02/07）。
- 厚生労働省編（2006）「平成16年国民生活基礎調査」厚生統計協会。
- OECD（2006）“Economic Survey of Japan 2006,” <http://www.oecd.org/>

ホームレスの人々を取り巻く支援と排除

—自立支援法制定以降に注目して—

山口 恵子

弘前大学人文学部准教授

1 ホームレスの自立支援法施行以降

1990年代半ば以降、ホームレスの人々の増加が社会問題化され、2002年8月には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、自立支援法と略す）が10年間の時限立法（今年度見直し予定）として、公布・施行された。この法律は「ホームレス問題の解決」に関して、国の果たすべき責務を明らかにした画期的なものであった。しかし一方で、この法律の第11条には「公共の用に供する施設の適正な利用の確保」として、適正な利用が妨げられているとみなされるときには、管理者が「当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる」ことが盛り込まれた。この法律に端的に表れているように、日本で野宿する人々をめぐる法・政策上の問題は、常に人権としての自立支援の問題と「施設の適正利用」の間

題という二つで構成されてきた。そして近年では、行政とNPO等との連携による支援の進展の一方で、公園や河川敷からの野宿者の排除が進み、いつそう困難な状況が生まれている。

本稿では、主に東京都を事例にしながら、この自立支援法施行以降の野宿者をとりまく状況と問題点について、施策の現状に焦点を当てつつ、各種資料から検討を行う¹⁾。

なお、日本のホームレスの人々の定義の問題点についてはすでに多くの言及がある。例えば、本来“homeless”は形容詞であるが、日本では名詞のように扱われていること、欧米諸国ではシェルターなどに入居している者もホームレスとされるが、日本では野宿者のみを指すことなどである。とりわけ後者について、近年、湯浅誠が「若年ホームレス」の問題をとりあげるなかで、路上・マンガ喫茶・住み込み就労先を流動する彼／彼女らをとりえきれない日本の限定的な「ホームレス」の定義の限界を強く指摘している²⁾。

やまぐち けいこ

1969年生。東京都立大学大学院社会科学部博士課程退学。現在、弘前大学人文学部准教授。専攻は都市社会学。主要著書に「都市空間の変容と野宿者」『不埒な希望』狩谷あゆみ編著（松籟社 2006年）、「建設業と日雇労働市場の再編」『季刊 Shelter-less』29（新宿ホームレス支援機構 2006年）、「大都市における貧困の空間分布」『貧困と社会的排除』岩田正美・西澤晃彦編著（ミネルヴァ書房 2005年）などがある。

2 ホームレスの人々の概要

まずは、ホームレスの人々の数や属性、生活状況について示そう。東京都が毎年行っている「路上生活者」の概数調査によると、1999年に路上生活をする人々の数は5,798人と、前年の4,295人から急増した。そこからしばらくは5,500人前後で推移したものの、2005年に4,263人と大きく減少した。調査方

法などに問題があり、最低限の数値とみるべきであるが、2000年以降の横ばい及び急減は、後述するような施設の増加が影響を及ぼしていると考えられる。

こうして野宿している人々は、東京で710人の野宿者を対象とした1999年の調査結果によると、圧倒的に中高年（50歳代以上が73.8%、平均年齢54歳）で、単身（94.1%）、男性（97.9%）という特徴を持っている。女性や若者の増加が指摘されることもあるが、様々な調査の結果をみても、女性が野宿者全体の5%を超えることはない（施設入所者を加えると別である）。また、若者については、ホームレスの人々のための緊急一時保護センター利用者1,090人の調査結果から、30歳代以下が11.6%含まれており、若年層は短期の野宿を経て施設を利用する傾向があることが分かっている。また、1999年の調査結果から路上での生活をみると、収入のある仕事をしている者は半数にのぼっており、複数回答ではあるが、廃品回収（33.2%）や日雇（58.6%）などが多い。その1ヶ月の収入は63.8%が1万円未満であった。

2007年に行われ、全国の路上で生活するホームレスの人々2,049人が対象となった厚生労働省の調査の結果によると、平均年齢は57.5歳、今回の路上生活が5年以上と答えている人が41.4%と多くなっていた。また、仕事をしている人は70.4%で、その内訳は廃品回収が75.5%と最も多かった（複数回答）。東京のみの調査ではなく、また調査方法も異なるので、一概に比較はできないが、短期の野宿でより若い層ほど施設に回収されやすい、逆にそうでない中高年で野宿期間が長期にわたっている人ほど、路上に残りやすい、という傾向が伺える³⁾。このことは、自立支援事業の動向とも以下のようにかかわってきている。

3 東京都の自立支援事業の進行

(1) 自立支援システムの運営・利用状況

東京都のホームレス支援システムの策定は早く、2001年3月には、全国に先がけて独自の体系を発表した（東京ホームレス白書）。そこでは、「一貫した

処遇システム」としての自立支援システムが打ち出された。そして自立支援法が施行され、その基本方針にもとづいて、東京都は『ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画』を策定した。その中心的な柱が、就労による自立を支援する自立支援システムである（都区共同事業）。これらの事業の現状について、2007年5月に東京都保健福祉局から提出された『東京ホームレス白書II』から概要をみてみよう。

東京都の自立支援システムにおいては、第1ステップとして路上から最初に入る「緊急一時保護センター」（原則1ヶ月間入所）がある。心身の健康回復や今後の処遇方針を決めるアセスメントが行われる。都内を5つのブロックに分け、それぞれに1箇所、計5つのセンターが設置されている。定員は454人、2006年11月現在の平均入所率は61.7%である。2007年1月末までの入所者の累計は13,727人で、平均年齢は52.3歳である。退所者の状況として主な数値をあげると、自立支援センターへの移行が46.6%、保護施設・宿泊所（生活保護）が19.1%、入院（生活保護、医療単給）7.4%、期間満了11.0%、任意・無断退所・規則違反が12.7%となっている。再利用者が延2,836人ある。

第2ステップの主な柱である「自立支援センター」（原則2ヶ月間入所）は、「就労意欲」があり、心身の状態が就労に支障がないと認められる者を対象として、就労による「自立」を支援するものである。こちらも各ブロックに1箇所ずつ、計5つが設置されている（4箇所はすでに閉鎖、新たなセンターが同ブロックに設置）。2007年4月の定員は計326人、2006年11月現在の平均入所率は75.6%である。2007年1月末までに延7,057人の利用がある。その退所者の状況は、住宅を確保しての「就労自立」35.2%、住み込みによる「就労自立」16.1%、自立困難による期限退所12.6%、その他36.2%となっている⁴⁾。

この数値からは、一見、半数近くの「就労自立」が行われたように見えるが、様々な問題が指摘されている。北川由紀彦は、自立支援センターに入所したのち再度野宿となった20人への聞き取り調査の結果か

ら、自立支援センターで要求される「就労自立」コースから入所者が幾重にも「ふるい落とされていく」過程を明らかにしている。例えば、再就職の過程において、労働市場には年齢制限があること、日雇・パート・住み込み就労の禁止などのようにセンターから制限が課されること、および入所者が差別されることなどから、入所者の再就職の可能性は厳しく限定されている。また、「就労自立」に向けた厳しいプレッシャーの存在や、形式的に「就労自立」といっても実際には非常に不安定な雇用先であることなどである⁵⁾。

(2) 地域生活移行支援事業の運営・利用状況

しかし、公園等において廃品回収などで一定の収入を確保しつつ仮小屋等で生活する人々の多くは、事業を利用した「自立」に期待が持てなかったり、自力での生活を望んだりなどの様々な理由から、事業を利用せずに、路上に残る傾向があった。そこで、これへの対処として、東京都独自の「ホームレス地域生活移行支援事業」が打ち出された。これは、「ホームレスに借上げ住居（都営住宅、民間アパート）を2年間（更新あり）低家賃で貸し付け、自立した生活にむけて就労機会の確保や生活相談等の支援」を行い、あわせて、「公園本来の機能を回復するもの」である⁶⁾。対象者は、月3,000円の家賃で利用することができる。

前掲の『東京ホームレス白書Ⅱ』によると、2004・2005年度に対象となった6箇所の公園は、いずれも野宿者が集中する大規模な所であり、計1,773人の対象者のうち、事業への参加者が67.1%（1,190人）と高い割合にのぼった。2006年度も、野宿者の数が少ない所も含めて6箇所の公園が対象となり、778人の対象者に対して、45.1%（351人）が事業に参加した。この事業の参加者とその生活は、2006年4月に行われた入居者の状況調査（計1,154人）によると、平均年齢は55.8歳で、60歳以上が35.2%を占める。就労している人は60.2%であるが、その内訳をみると、常勤職は就労者のうちの7.7%（54人）にすぎず、残りは臨時・パート・日雇の不安定な仕事である。また、生活保護受給者が28.6%にのぼる。必然的に月

収は低く、生活保護受給者以外では、13万円以上が13.7%、4～13万円42.0%、4万円未満12.4%、不明・無収入3.3%となる。

このような貧困・不安定就労の状況にあつて、都の借り上げアパートを終了し、自らアパートを契約するということは、大変厳しいものとなることが予想される。アパート契約の2年間が経過した事業利用者の処遇が懸念されているが、現状では、一握りの自力でのアパート確保者と、生活保護受給による居住の維持、そして期限付きでの再契約ということになっているが、契約終了による退去の可能性がないわけではない⁷⁾。

(3) 「施設の適正利用」の強化

以上のように、支援事業が進展したことによって、10年前の状況と比べると、野宿から「脱出」する「選択肢」が増加したことは疑い得ない。

しかし、公園や河川敷、駅周辺などの場所・施設の管理は次第に厳格化されていった。とりわけ、地域生活移行支援事業では徹底されてきている。例えば、2004年度に事業の対象となった新宿区立中央公園では、テントや仮小屋で生活していた7割近くの人々が事業を受け入れ、住まいをたたくで公園を後にした。多くのブルーシートの小屋やテントがひしめいていた公園の風景は一変した。その後同公園では、野宿者が新しく流入して生活をはじめることのないように、ロープが張られ、カラーコーンが置かれ、公園の管理者やガードマン等が毎日くまなく見回りを行っている。公園に残った50代後半の男性によると、「テントの高さがやれ20センチ高くなったとか、幅が長くなったとか、全部注意してくる」のだという⁸⁾。こうして事業が行われた公園では、「新規流入防止」の措置が徹底され、付随的な排除も含めて、多くのホームレスの人々が頻繁な移動を余儀なくされるようになった。そうして生活がより困難になった隅田川周辺の野宿する人々からは、集団での野宿や撤去への抵抗、共同でフリーマーケットやアルミ缶を集めての現金収入の確保など、行政へのさまざまな「抵抗運動」も生まれている⁹⁾。

結局、自立支援事業による支援を何らかの理由で望まない・望めない人、望んだけれども何らかの事情により途中でふるい落とされた大多数の人、そしてそもそも地域移行支援事業の対象とみなされなかった移動しながら生活する人々にとって、路上生活はますます困難なものとなっている。

4 ホームレスの人々の「自立」とは

もちろん、自立支援法制定以前より、大・小の強制撤去・排除が行われてきた。2007年に大規模な行政代執行が行われた大阪の長居公園がそうであったように、イベントにかこつけた撤去も少なくない。しかも、長居公園の撤去が行われた頃からは、「施設・支援の用意があるのにそれをあえて利用しないわがままなホームレスの人々」という構図が、行政やメディアによって強調されるようになり、より排除を正当化しようとする傾向にある。その結果、日々荷物を抱えて寝場所を移動するという困難な生活を強いられる人々が増えている。

このような状況の中で、改めて「自立」の概念の中身が問われている。例えば、憲法学者の笹沼弘志は次のように指摘する。従来、「自立」と言えば独力で他者の扶助を受けずに生きること、特に経済的な「自立」を意味してきた。もし、自立支援法の「自立」がこの「古い自立」を意味するものであれば、ホームレスの人々こそ、会社の世話にも、国の世話にもならず、自力で生きている最も「自立」した人であることから、この法律で「自立」を支援するというのは矛盾である。そして、「自立とは、他者の援助を受けていようと、自分が利用できる様々な手段を活用して、自分の生きたいように、自由に、自己決定により生きていくチャンスが保障されている状態である」という¹⁰⁾。例えば、路上生活においても、近隣住民との良好な関係を維持したり、支援者との接点も持ちつつ廃品回収などで生活を切り盛りしたり、仲間同士で助け合ったりするなどの、路上において「自立」しているといえるような人々が実際には存在している。

施策の進行によって、一方で路上にいることが困難な現在の状況においては、路上から「脱出」して「社会復帰」すること、および経済的なもののみを「自立」ととらえることの限界が、より議論の俎上にのせられるべきである。■

《注》

- 1) 90年代の状況は、拙稿「都市空間の変容と野宿者」狩谷あゆみ編『不埒な希望』松籟社(2006)を参照のこと。また、空間毎の管理とそれに適応・対抗する生活を分析したものに、林真人「都市空間に住みこむ野宿者」『年報社会学論集』18(2005)がある。
- 2) 湯浅誠「生活困窮フリーターたちの『賃金と社会保障』」『賃金と社会保障』1416(2006)、湯浅誠・仁平典宏「若年ホームレス」本田由紀編『若者の労働と生活世界』大月書店(2007)。
- 3) ここで用いたデータの出所は以下の通り。都市生活研究会編集・発行『平成11年度路上生活者実態調査』(2000)。特別区人事・厚生事務組合『緊急一時保護センター大田寮利用者実態調査』(2003)。厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書の概要」HP(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/04/h0406-5.html>)。
- 4) 東京都福祉保健局編集・発行『東京ホームレス白書II』(2007)。
- 5) 北川由紀彦「野宿者の再選別過程」狩谷あゆみ編『不埒な希望』松籟社(2006)。
- 6) 東京都福祉局生活福祉部編集・発行『ホームレスの自立の支援等に関する東京都実施計画』(2004) pp.15-16。
- 7) 前掲、東京都福祉保健局(2007)より。ただしこの借上げアパートの契約に対しては、入居した男性8人が、十分な説明を受けずに「定期借家契約」を結ばされたとして、東京都などを相手取り、「定期借家契約」の無効などを求める裁判を2006年8月に起こした。8人のうち4人は既に退去通知を受けているという。詳細は「ホームレス地域生活移行支援事業」裁判を支えるHP等を参照。
- 8) 2005年9月3日の聞き取りより。
- 9) 隅田川周辺での排除・撤去と抵抗運動の詳細については、例えば、北川由紀彦・戸叶敏大「『ホームレス支援』策における選別と排除、そして抵抗」『現代思想』34-9(2006)等。また、大阪の事例を元に公園野宿者の排除と抵抗を扱ったものとして、青木秀男「どこ行けいうんや!」『都市社会学年報』23(2005)がある。
- 10) 笹沼弘志「ホームレス、または世界の喪失」『現代思想』34-9(2006)、p.80。

保護受給層の貧困の様相

—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖—

道中 隆

堺市健康福祉局 理事

1. はじめに

生活保護の動向は、失業率など経済動向をかなり敏感に反映して推移し、2006年6月現在、被保護人員約150万1千人、被保護世帯約106万6千世帯、保護率11.8%と生活保護制度発足以来の高い増加率となっている。特に都市部において顕著な増加傾向を呈し世帯類型の単身高齢者世帯や稼働年齢層にある稼働者を含む母子世帯、その他世帯の増加など保護動向の様相に大きな変化が生じている。日本経済の長引く不況は、就業構造のビッグバンを加速させ雇用状況に劇的な変化をもたらした。正規雇用から非正規雇用への流動化による雇用のセーフティネットの綻びは、生活基盤が脆弱で不安定な低所得者層

を直撃している。雇用のセーフティネットの綻びとともに被用者保険以外の国保・介護の地域型社会保険のセーフティネットの綻びも顕在化した。こうして生活保護受給に陥る危険が増している。応能負担から応益負担への転換など社会保障や社会福祉制度が後退を余儀なくされている昨今、低所得者層をとりまく環境は一段と厳しい。

2. 調査研究の視点

(1)実態調査の着眼点

次の仮説に基づき、K市における保護受給層の世帯類型や属性、就労に関する「世帯類型別実態調査」並びに「就労自立支援プログラム事業調査」を実施した。

- ①被保護世帯及び低所得者層をはじめとする貧困の裾野はみえないところで拡大を続け、日本型ワーキング・プア¹の固定化がある。
- ②被保護世帯は、総じて低位学歴の可能性が高く就労に困難性がともなう。
- ③被保護世帯は、総じて低位学歴と仮定すれば就労の機会が限定され就労しても期待される稼働所得が収入見込月額の目安の可能性以下の闕下稼働の低賃金に止まる。
- ④保護受給の履歴率が高く（過去に生活保護を受給し一旦、保護からの脱却があっても生活基盤の弱さ等から、再び生活保護受給世帯となっている）

みちなかりゅう

1949年生。大阪府立大学大学院博士課程在。追手門学院大学卒業。大阪府庁をはじめ各自治体に勤務し保健福祉分野の政策運営にかかわる。厚生労働省『生活保護事例検証委員会』委員、桃山学院大学講師など歴任。現在、堺市健康福祉局理事。

専門は公的扶助論、社会福祉援助技術論他。

著書に「図解 生活保護ってなに」小林出版、2007、「ケースワーカーのための面接必携」小林出版、2006、「生活保護の基礎知識」小林出版、2006、「福祉心理臨床」第6巻（共著）心理臨床プラクティス、皇和書店。

図表 1 世帯類型別実態世帯の調査対象ケース数

	世帯類型	小計	被保護世帯総数			抽出率 (%)	小計	調査対象被保護世帯数		
			NWO	OWO	HWO			NWO	OWO	HWO
1	高齢者世帯	1,625	501	783	341	5.60	91	18	59	14
2	母子世帯	631	237	270	124	16.79	106	34	54	18
3	障害者世帯	432	169	199	64	9.26	40	14	21	5
4	傷病者世帯	1,012	359	436	217	9.88	100	31	55	14
5	その他世帯	224	72	96	56	23.66	53	12	25	16
総計		3,924	1,338	1,784	802	9.94	390	109	214	67

- 1) 本表の被保護世帯総数欄の数値は、平成18年4月1日現在の被保護実世帯数である。
- 2) NWO,OWO,HWOとは調査を行った地域の福祉事務所の略称である。

図表 2 就労支援事業による就労支援状況の推移

年 度	就労支援 対象者数	就労率(%)	就労開始者実数			常勤率(%)
			小計	常勤	パート	
2003(H15)年度	303	20.79	63	5	58	7.93
2004(H16)年度	200	46.00	92	11	81	11.96
2005(H17)年度	291	37.11	108	21	87	19.44
合 計	794	33.12	263	37	226	14.07

- 1) 本表の就労開始者数の「常勤」欄の数値は、労働3法の対象とならない非正規就労を含むものである。
- 2) 本表の就労開始者数の「常勤」とは、形式のいかんを問わず1ヶ月以上の雇用契約によって常用で他人に雇われ、給料、賃金等を得ている場合をいう。

生活の脆弱性がある。

⑤保護受給という経済的貧困が次世代へと引き継がれ世代間継承（貧困の再生産）がある。

⑥稼働世帯の世帯類型、最低生活費の階層区分間で就労促進意欲の差異が生じている。

以上により、貧困の基本的な誘因や構成要素を探り、就労してもなお生活保護から離脱できない保護受給層の日本型ワーキング・プア及び貧困の固定化の実態や就労促進意欲²の差異が生じていること等保護受給層の特徴的な属性や就労実態など貧困の様相を明らかにしたい。

(2)実態調査の方法

①世帯類型別実態調査

図表1のとおり、K市の被保護世帯数3,924世帯のうち、390世帯をランダム抽出し、世帯類型別、調

査項目別に調査した。調査は①世帯類型、②年齢、③性別、④最終学歴、⑤世帯人員数、⑥保護の受給期間、⑦稼働・非稼働、⑧就労形態、⑨稼働収入額、⑩扶養、⑪年金受給の有無・受給額等、⑫保護受給履歴、⑬保護の世代間継承、⑭10代出産の14基本項目とした。

②就労自立支援プログラム事業調査

被保護者の自立に向けたK市の組織的な取組みとして就労自立支援プログラム事業を行い、図表2に示す計794人の被保護者に対して就労支援を実施した。

3. 調査研究の結果と考察

(1)調査結果の概要

①深刻度を増す被保護世帯の日本型ワーキング・プア化稼働する保護受給層の世帯実数及び構成割合が

図表3 稼働・非稼働別世帯構成割合の推移 (単位：%)

	被保護世帯数				稼働世帯数					非稼働世帯数				
	総計	NWO	OWO	HWO	小計	NWO	OWO	HWO	構成	小計	NWO	OWO	HWO	構成
13	2,465	920	991	554	388	169	122	97	15.74	2,077	751	869	457	84.26
14	2,971	1,106	1,239	626	485	200	165	120	16.33	2,486	906	1,074	506	83.67
15	3,281	1,178	1,428	675	565	225	205	135	17.22	2,716	953	1,223	540	82.78
16	3,592	1,263	1,575	754	650	250	256	144	18.10	2,942	1,013	1,319	610	81.90
17	3,924	1,338	1,784	802	751	279	331	141	19.14	3,173	1,059	1,453	661	80.86

- 1) 本表はNWOおよびOWO、HWOの福祉行政報告例の数値である。
- 2) 本表の被保護世帯数は17年度を除いて年度平均の数値であり17年度の被保護世帯数は4月1月現在の実数である。

上昇し逆に非稼働世帯の占める割合は低下している。筆者のかかわってきた多くの自治体での実務経験から、数年前までは健康で稼働能力を有する稼働年齢層には、制度とは別に、実施機関の厳しい運用実態として稼働能力の活用が図られることを前提とする保護の抑制が行われ、生活保護の窓口から排除されてきたという認識がある。即ち、「一生懸命に探せば仕事は見つかる」、「仕事さえすれば何とか食って行ける」といった暗黙の了解すらあった。このような精神論に依拠する制度運営は平均値からの大きな逸脱した取扱いであるとは必ずしも言い難い状況があった。しかし、近年、その神話は崩壊した。雇用のビッグバンという潮流のなかで非正規就労が増え、低所得者層は厳しい労働市場にさらされるようになった。このことは就職できたとしても、正規雇用は望むべくもなく、低賃金で不安定な非正規就労を余儀なくされる「働いても最低生活が維持できない層」つまり、低賃金労働者層が増加し、保護の受給要件を具備する日本型ワーキング・プアが着実に増加していることを意味する。

世帯類型別では稼働年齢層にある稼働者をより多く含む母子世帯で稼働率 51.72%、その他世帯で稼働率 43.90% と高率となっており、稼働収入が最低賃金を下回る閾下稼働の日本型ワーキング・プアは特に母子世帯、その他世帯で確認された。(図表3)

②生活保護受給世帯は総じて低位学歴

仮説「②被保護世帯は、総じて低位学歴の可能性が高く就労に困難性がともなう。」については、図表4のとおり、保護受給層のうち世帯主が中学卒 58.2%、高校中退が 14.4% 双方をあわせると低位学歴は 72.6% となっていた。保護受給層の高齢者世帯の特徴としては、①無年金Aグループ 49.6%、年金受給Bグループ 50.4% と無年金者が半数を占めていること、②無年金のAグループのうち、低位学歴の中卒・高校中退のA-1が 92.5% で、高校卒以上のA-2の 7.5% を大幅に上回っていること、③低位学歴層の年金平均受給額が、高校卒業以上の者の平均受給額より低く、最終学歴が年金受給額の多寡にも強い影響を与えていることなどが明らかになった。保護受給層の学歴の低位性は、彼/彼女らが幾多の厳しい困難な条件を抱えた家庭での生育歴を持っており、「社会的排除」を受けた対象者であることが確認され、これまでの先行研究を裏付ける結果となった。多くの先行研究が最終学歴の下限を高校卒業としているのに対し、本調査は、「低位学歴」を最も厳しい最下層の中卒、高校中退に設定している。

③保護の受給層の稼働は閾下稼働の低賃金

被保護世帯は、図表5及び6のとおり、総じて低位学歴であり就労の機会が限定され、就労しても期待される稼働所得が見込月額の可能性以下の閾下稼働の低賃金に止まっている。

図表 4 世帯類型別実態調査総括表

	総世帯数	調査世帯数	世帯実人員	保護受給期間	平均年齢	低位学歴率 (%)				稼働収入 平均月額 (円)	稼働率 (%)	扶養 履行 件数	扶養履 行率 (%)	扶養1件 当り金額 (円)	
						中卒 件数	中卒 率 (%)	中退 件数	高校中 退率 (%)						
高齢	1,625	91	107	30.10	73.60	79.12	67	73.63	5	5.49	28,517	3.29	6	6.59	21,550
母子	631	106	312	32.65	37.46	66.04	41	38.68	29	27.36	74,475	37.73	16	15.01	27,381
障害	585	40	47	44.13	52.88	72.50	26	65.00	3	7.50	26,754	7.50	2	5.00	19,104
傷病	859	100	159	29.11	53.01	76.00	64	64.00	12	12.00	81,230	11.00	2	2.00	5,759
その他	224	53	132	31.08	53.77	67.92	29	54.72	7	13.21	74,831	56.60	0	0	0
計	3,924	390	757	32.11	56.11	72.56	227	58.21	56	14.36	72,221	22.31	26	6.66	23,735

④生活保護の受給履歴率が高率という生活基盤の脆弱性

仮説「④保護受給の履歴率が高く、生活の脆弱性がある。」については、社会福祉行政業務報告「保護歴有保護開始世帯数」の全国一斉調査の数値では申請17,050件のうち受給履歴のあるものが3,690件で保護受給履歴率は、21.6%となっている。調査の結果では、図表7のとおり、単純には比較できないものの現に生活保護を受給する世帯の多くが、過去においても生活保護を受給していたという受給履歴が全国のほぼ倍の42.8%となっていた。

⑤貧困が世代間に亘って継承していたという実態

仮説「⑤保護受給という経済的貧困が次世代へと引き継がれ世代間継承（貧困の再生産）がある。」については、図表7のとおり、現に生活保護を受給する世帯の世帯主が、過去に生育した家庭の出身世帯において保護を受けていたことが確認された世帯は、全体の25.1%で、高齢者世帯を除くと28.8%となった。また、母子世帯の保護の世代間継承は、図表8のとおり、中卒・高校中退の低位学歴者が72.1%、高卒以上は27.9%で保護の世代間継承は最終学歴、世帯類型とも深く関与していることが明らかとなった。

⑥10代出産という深刻な高いリスク母子の実態

調査過程において10代出産ママの事象が散見され項目追加を余儀なくされた。高校中退率と10代出産との関係性、10代出産は高校の就学阻害要因

として妊娠、出産という困難な事態から低位学歴と相関がある、また妊娠、出産は同時に就労阻害要因となり離職、転職や無職の空白期間を生じさせる、空白期間は就労構造として職種、機会の限定や低賃金といった形の水平移動が想定され貧困への誘因となる、母子世帯特有の何らかの基本的な特徴がある、貧困の世代間継承の一要素を構成するなどの疑いと新たな視点が生じた。結果は、図表7のとおり、10代出産は母子世帯において高率で抽出した母子世帯の26.4%が、10代出産であった。母子世帯の10代出産と最終学歴のクロスでは、図表8のとおり、10代出産の85.7%が中卒者若しくは高校中退者の低位学歴者で占められ、10代出産のうち高校中退者は39.3%にも及んでいる。

母子世帯では子どもへの支出が世帯の家計を圧迫する一方、子育てと就労との調和が難しく、母親の就労中断は即、世帯収入の減少となる。そのことから子どもの存在は、世帯の貧困リスクの大きな要因となっている可能性が指摘される。つまり、経済的に困難な家庭に生まれる子どもは、豊かな家庭で成長した子どもと同等の機会や発達条件、将来の可能性から排除される危険の高い生育環境にあることが、この調査結果において数量的に実証された。個別の具体的な母子ケースにおいては、貧困の負の相乗作用としての多様な事象が凝縮していた。

図表 5 就労支援結果と保護状況の推移

(単位:世帯)

区 分			15年度		16年度		17年度		計	
			実数	構成比%	実数	構成比%	実数	構成比%	実数	構成比%
Aグループ	就 労	A1保護継続	56	18.5	65	32.5	92	31.6	213	26.8
		A2保護廃止	7	2.2	16	8.0	12	4.1	35	4.4
Bグループ	就労によらない保護廃止件数		0	0	8	4.0	3	1.0	11	1.4
Cグループ	就労支援継続中		240	79.2	111	55.5	184	63.3	535	67.4
合 計			303	100.0	200	100.0	291	100.0	794	100.0

図表 6 就労収入月額および件数の推移

(単位:世帯)

級 間		収 入 月 額	15	16	17	計	構成比%	
1	闕下 稼得	0 ~ 50,000円	22	34	38	94	36.20	69.88
2		50,001 ~ 70,000円	14	12	16	42	16.22	
3		70,001 ~ 100,000円	13	14	18	45	17.37	
4	稼得	100,001 ~ 150,000円	11	17	27	55	21.24	30.12
5		150,001 ~ 200,000円	2	10	4	16	6.18	
6		200,001円~	1	2	4	7	2.70	
計			63	89	107	259	100.00	100.00

注)「闕下稼得」は、稼働収入の月額の目安として最低賃金(大阪府)時間給708円×7時間×21日=100,000円(千円単位は四捨五入)とした場合、これを下回る稼働収入とし区分1~3と分類した。「稼得」は、それを超える稼働収入として区分4~6として分類した。

⑦母子世帯及びその他世帯の就労インセンティブの弛緩

図表4のとおり、全体の稼働率は、22.3%でその他世帯56.6%、母子世帯37.7%、次いで傷病世帯11.0%となっている。日本型ワーキング・プア層は、その他世帯と母子世帯に凝縮されている可能性が高い。世帯類型別の稼働収入では、高齢、障害を除き、その他世帯は74,831円、母子世帯74,475円で傷病世帯81,230円の約92%にとどまっている。筆者の実務経験によれば、その他世帯及び母子世帯は稼働率が高いものの多くの場合、低賃金で低収入にとどまっている。稼働率では、その他世帯56.6%、母子世帯37.7%であるのに対して、傷病者世帯の稼働が11.0%と著しく低い。その他世帯及び母子世帯の稼働率は高いものの内容は最低賃金もしくはそれ

を若干上回る程度の低賃金、短時間労働であり、稼働するその他世帯及び母子世帯の低収入が顕著となっている。子どもへのケアなどハンディを考慮したとしても保護を受けて稼働するその他世帯及び母子世帯において就労インセンティブが弛緩していることを示し、雇用環境の厳しさと相俟って稼働世帯の世帯類型間において就労促進意欲の差異が生じている可能性を示唆する。しかしながら、これらの事象は単に「自己責任」に留まらない政策から取り残された人々の姿であると捉えられ、社会的な構造化された問題として認識される。

4. おわりに

本論では保護の受給世帯というフィルターを通し

図表 7 世帯類型別の保護受給履歴、保護世代間継承及び 10 代出産の状況

区 分	抽出数	調査項目	調査の結果		
			構成比(%)	該 当	非該当
1 高齢者世帯	91	保護受給履歴	35.2	32	59
		世代間継承	13.2	12	79
		10代出産	0.0	0	91
2 母子世帯	106	保護受給履歴	48.1	51	55
		世代間継承	40.6	43	63
		10代出産	26.4	28	78
3 障害者世帯	40	保護受給履歴	50.0	20	20
		世代間継承	35.0	14	26
		10代出産	0.0	0	40
4 傷病者世帯	100	保護受給履歴	42.0	42	58
		世代間継承	19.0	19	81
		10代出産	2.0	2	98
5 その他世帯	53	保護受給履歴	41.5	22	31
		世代間継承	18.9	10	43
		10代出産	1.9	1	52
被保護世帯合計	390	保護受給履歴	42.8	167	223
		世代間継承	25.1	98	292
		10代出産	7.9	31	359

高齢者世帯を除いた場合の数値は、保護受給履歴率 45.2%、世代間継承率 28.8%、10代出産率 10.4%となる。

て、最低賃金と最低生活費の二元論的包摂としてとらえ、ワーキング・ペアを「日本型ワーキング・ペア」として暫定的に定義し、生活保護の受給層における貧困についてその様相を明らかにした。調査結果は、①低位学歴率の高さ、②保護受給率の高さ、③保護受給世帯の世代間継承率の高さ、④高齢者世帯の無年金率の高さ、⑤高齢者世帯のAグループ-A1（無年金・中卒）の世代間継承率の高さ、⑥10代出産率の高さ、⑦学校教育から早期に離脱する母子世帯の高校中退率の高さ、⑧稼働収入の低さ、⑨専ら非正規就労で低賃金、不安定就労、⑩就労インセンティブの弛緩など10項目に集約することができた。これらのことから保護受給層において、「著しく不利な条件に置かれた世帯」、「社会的排除やジェン

ダー」、「取り残された人々」の実態を凝縮した形で浮き彫りにすることができた。

これまで議論されてきた貧困の普遍的な誘因なるものに数量的な根拠を与え、実証することができた。これらはいくつかの重要な知見と有益な示唆を与えてくれた。得られた知見は政策への手がかりを得ることになるだろう。なかでも保護受給層の母子世帯の置かれている社会的排除が焦点化され、これまでのような楽観論は払拭されよう。結果は、低位学歴率72.56%で彼/彼女らを取り巻く環境条件は最悪であった。そのことは「ゆらぎ」であり、鮮やかに保護受給層の現実認識を高める。この低位学歴の意味するところは、世帯の職業、収入などをはじめとする社会生活上の様々な困難に深く関与せしめ将来に計

図表 8 母子世帯の最終学歴別 10 代出産及び保護の世代間継承の状況

	母子世帯全体		10 代出産		保護の世代間継承	
	実数	構成(%)	実数	構成(%)	実数	構成(%)
中 卒	41	38.68	13	46.43	18	41.86
高校中退	29	27.36	11	39.29	13	30.23
高卒以上	36	33.96	4	14.28	12	27.91
合 計	106	100.00	28	100.00	43	100.00

り知れない影響を及ぼすであろうことは容易に想像できる。

最低生活費の母子加算の削除や通減率³の導入、さらには児童扶養手当の給付抑制等母子家庭を取り巻く子育て環境はこれまで以上に厳しい環境となっている。本調査により、就労インセンティブ政策の推進や被保護母子世帯の子どもへの直接的給付の方法等総合的な支援策としての政策形成のため調査研究はより優先度の高いものとして認識された。

以上、本調査の結果から、生活保護受給世帯において、「生活困窮」や「社会的排除」が世代を超えて引き継がれていることが浮き彫りされ、貧困の世代間連鎖を理論的にも実証することができた。■

【引用文献】

- 1) 道中隆「生活保護と日本型 Working poor —生活保護の稼働世帯における就労インセンティブ・ディバイド」社会政策学会第 144 回全国大会（東京大学）,2007 年
- 2) 久本貴志「アメリカにおける Working poor」社会政策学会第 67 回関西部会報告,2006,p.2Pena-Casas,Ramon and Mia Latta,Working Poor in the European Union, Denmark, The European Foundation for the Improvement of Living and Working Condition,2004.p.8 ,Table1
- 3) 道中隆「生活保護における最低生活費と就労インセンティブ—被保護者の就労支援方策と就労自立の困難性」『帝塚山大学心理福祉学部紀要』第 2 号, 2006 年 ,pp. 97-120
- 4) Fitzpatrick, Tony (1999) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*,Macmillan

Press= 武川正吾・菊池英明訳『自由と保障—ベーシックインカム論争—』勁草書房, 2005 年

- 5) 小西祐馬「子どもの貧困研究の動向と課題」『社会福祉学』第 46 巻第 3 号, 2006 年
- 6) 道中隆『図解 生活保護ってなに—これが最後のセーフティネットだ』小林出版,2007 年 ,pp.122-127

《注》

- 1 筆者は日本型ワーキング・プアの定義として、最低賃金法に基づく地域別最低賃金の時間単価をベースにフルタイムで稼働した場合に得られる標準月額以下の場合を「閾下稼得（いきかかたく）」とし、これを超える就労収入がある場合を「稼得」として区分した上で、この「閾下稼得」にある稼働者及びその家族を含む世帯を暫定的に「日本型ワーキング・プア」と定義した。
- 2 就労促進意欲の差異は、稼働者の就労意欲から生じる稼働者間の稼得格差に表出される。長期間の生活保護受給によって就労意欲が減退し、給付への依存状態から不就労や低収入といった事象に表出されることから自立支援プログラムとしてインセンティブ政策が必要とされる。
- 3 多人数世帯の生活保護基準額は、多人数(多子)ほど基準額が割高になっていることから、「通減率」という考え方が導入され、それに基づき平成 17 年度 (2005) から平成 19 年度(2007) までの 3 年計画で実施された。「通減率」の導入により多人数世帯(4人以上)の生活扶助基準額が適正化された。生活保護基準は、第 1 類経費(個人的経費・人数分を単純に加算して算定)と第 2 類経費(世帯共通の経費・スケールメリットの効果が薄れる結果、多人数になるほど基準額が高くなる。)により算定されるが、「通減率」は第 1 類経費の算定に際して適用され、4人世帯は第 1 類経費を 3 年間で 5 %削減、5人以上世帯は第 1 類経費を 3 年間で 10%削減された。